

総務文教常任委員会

日 時 令和7年12月15日（月）午前10時から
場 所 全員協議会室

議題

1 付託案件（11件）

- (1) 議案第88号 射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (2) 議案第89号 射水市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第93号 射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (4) 議案第94号 射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第95号 射水市火災予防条例の一部改正について
- (6) 議案第96号 高岡市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- (7) 議案第97号 氷見市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- (8) 議案第98号 砺波市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- (9) 議案第99号 小矢部市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- (10) 議案第100号 南砺市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- (11) 議案第104号 指定管理者の指定について（射水市フットボールセンター）

2 報告事項（3件）

- (1) 射水市地域防災計画の修正概要（案）について
(財務管理部 防災・資産管理課 資料1)
- (2) 放生津小学校跡地施設の利活用に係る事業者募集について
(財務管理部 公共施設マネジメント推進課 資料1)
- (3) 学校部活動の地域展開について
(教育委員会 学校教育課、生涯学習・スポーツ課 資料1)

3 その他

射水市地域防災計画の修正概要（案）について

1 楽 旨

令和6年能登半島地震対応検証委員会で取りまとめた「能登半島地震で顕在化した課題」及び富山県地域防災計画の修正を踏まえ、今年度、本市地域防災計画の修正を行う予定であり、その修正概要（案）についてまとめたもの

2 主な修正内容（案）

（1）能登半島地震対応検証委員会を踏まえた修正

①住民の避難行動

区分	修正の背景	修正項目	修正概要	該当箇所
津波リスクの理解・周知	津波警報発表時には、地域の実情に合わせて適切な避難を実施する必要がある。	①- 1 海拔表示看板の拡充による防災意識の向上	海拔や津波の浸水深を記した看板を設置し、住民の防災意識の向上を図ることを追記 (新旧対照表 P3)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第12節 避難対策の確立
		①- 2 津波ハザードマップに渋滞が想定される箇所を明示	ハザードマップに能登半島地震の人流分析を踏まえ、想定される範囲の渋滞箇所を可視化し、車での避難を抑制することを追記 (新旧対照表 P3)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第12節 避難対策の確立
避難方法・手段		①- 3 自動車による避難ガイドラインの作成について記載	やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合の指針となるガイドラインを作成することを追記(新旧対照表 P3)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第12節 避難対策の確立
地域防災力の強化		①- 4 地区防災計画策定に向けた推進方法について記載	自主防災組織が地区防災計画の策定し、地域防災力の向上を図るうえで、市は計画作成の手引きや防災士をアドバイザーとして派遣する制度等を活用し、支援することを追記(新旧対照表 P5)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第17節 自主防災組織等の育成・強化

②避難所開設・運営

区分	修正の背景	修正項目	修正概要	該当箇所
避難所開設・運営の円滑化	職員による避難所の開設前に避難者が避難所に到着した場合でも、円滑に避難所を開設ができる環境を整備する必要がある。	②-1 地震解錠ボックスの設置や運用方法を共有 ②-2 ファーストミッションボックス（避難所開設・運営の手順等をまとめたもの）を設置	避難者が避難所開設担当職員や施設管理者より避難所へ早く到着した場合、自ら解錠ができるよう、地震解錠ボックスや避難所初動運営キットを設置し、訓練を通じて手順等の習熟を図ることを追記(新旧対照表 P7)	第2編 地震・津波災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第11節 避難所の開設・運営
	避難者の人数把握、円滑な支援につながる効率的な手法を検討する必要がある。	②-3 避難所における人数把握、円滑な被災者支援のためのデジタル技術を活用したシステムを導入	県の実証事業や先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努めることを追記(新旧対照表 P3)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第11節 避難所の整備
	女性の視点を取り入れて、快適で安全な避難所運営を行う必要がある。	②-4 女性のプライバシーの配慮など地域の実情を踏まえた避難所の運営方針を検討	避難所の運営における女性の参画を推進し、女性の視点に配慮することに加え、女性のプライバシーや子育て家庭のニーズに配慮した専用スペースの確保や動線配置などについて避難所ごとに地域の事情に応じて事前に決めておくことを追記 (新旧対照表 P8)	第2編 地震・津波災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第11節 避難所の開設・運営

③災害対策本部の運営

区分	修正の背景	修正項目	修正概要	該当箇所
職員の参集基準の見直し	迅速な災害対応に向け、必要な職員数を発災初期から確保する必要がある。	③- 1 非常配備の種別の見直し	震度5強以上の地震が発生したとき、「第2次非常配備（係長以上）」から「第3次非常配備（全職員）」へ職員参集基準を変更（新旧対照表P6） ※上記に伴い、災害対策本部の自動設置基準を変更	第2編 地震・津波災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節 組織体制の確立
災害対策本部体制の見直し	災害対策本部の各担当班は分掌事務に基づき、自律的に行動する必要がある。	③- 2 災害対策本部体制の強化・充実	職員参集訓練や災害対策本部設置訓練を実施し、初動体制の習熟を図ることに加え、各担当班の役割を明確にし、災害状況の変化に応じて的確な支援活動が行えるよう体制の強化・充実を図ることを追記 (新旧対照表P1)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第5節 組織体制の整備

④関係機関との連携、受援体制

区分	修正の背景	修正項目	修正概要	該当箇所
関係機関との連携・受援の円滑化	応援職員を円滑に受け入れるため、関係機関との連携に関する作業効率の向上、職員の負担軽減を図る必要がある。	④- 1 被災者生活再建支援システムの導入について記載	応援要請・受入れが円滑に行えるよう情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化することに加え、被災者再建支援システムを導入し、人員の負担軽減及び業務の円滑化を図ることを追記 (新旧対照表P2)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第7節 相互応援体制の整備
		④- 2 日頃から意見交換や訓練等を通じた受援体制の確認	応援職員等を迅速・的確に受け入れるためマニュアル等を整備することに加え、各機関との定期的な意見交換や訓練の機会を設けるなど、平時からの連携強化に取り組むことを追記 (新旧対照表P1)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第7節 相互応援体制の整備

「地震・津波災害対策編」に準じるその他の災害対策編についても同様の見直しを図る。

(2) 富山県地域防災計画にあわせた修正

区分	修正概要	該当箇所
県と市町村・関係機関の連携強化	応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡調整窓口、連絡方法等を取り決めておくことに加え、災害発生時、県及び関係機関からリエゾンが派遣されるため、円滑な連携に向け、平時から訓練やリエゾンを通じた情報共有方法の確認等を実施することを追記(新旧対照表 P2)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第7節 相互応援体制の整備
自主防災組織・防災士の災害対応力向上	地域の防災リーダーとして、防災士を養成することに加え、女性防災士の養成を推進し、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図ることを追記(新旧対照表 P4)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第17節 自主防災組織等の育成・強化
デジタル技術の活用	物資の備蓄状況については、新物資システム(B-P L o)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握することを追記(新旧対照表 P4)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備
	新総合防災情報システム(S O B O - W E B)等を活用して、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等から、情報を収集することを追記(新旧対照表 P7)	第2編 地震・津波災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第3節 被害情報の収集・伝達・共有
避難行動要支援者への支援	避難行動要支援者に対して、地区防災計画及び個別避難計画に基づき一体的に支援することに加え、実践的な避難訓練を福祉施設等と連携して継続的に実施し、支援に関わる関係者との協働体制を構築に努めることを追記(新旧対照表 P5)	第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第18節 要配慮者の安全確保

「地震・津波災害対策編」に準じるその他の災害対策編についても同様の見直しを図る。

3 今後のスケジュール

- 令和7年12月 パブリックコメントの実施
- 令和8年 2月 射水市防災会議の開催
- 3月 市議会定例会への報告

射水市地域防災計画 新旧対照表（抜粋）

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>射水市地域防災計画 「第2編 地震津波災害対策編」 射水市防災会議</p>	<p>射水市地域防災計画 「第2編 地震津波災害対策編」 射水市防災会議</p>	<p>凡例 <u>下線</u> 修正箇所</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表（抜粋）

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変更部分のみ記載)	備 考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第5節 組織体制の整備</p> <p>大規模な地震・津波が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の規模に応じて必要な職員を配備、動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は、災害対策基本法第5条第2項に基づき、消防機関、水防団等の組織を整備するとともに、防災関係機関や自主防災組織と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。</p> <p>1 災害対策本部体制の充実 [防災・資産管理課 人事課 市民課]</p> <p>(1) 射水市職員行動マニュアルの活用・充実 災害発生時、各部各班の初動期における活動を迅速かつ的確に行うため、修正等を行い、充実を図る。</p> <p>(2) 初動体制の習熟 初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について、職員参集訓練及び災害対策本部設置訓練を実施し、習熟を図る。</p> <p>第7節 組織体制の整備</p> <p>大規模な地震・津波災害が発生したときには、市だけでは災害応急・復旧活動を実施することが困難となる事態があるので、迅速かつ的確な応急対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、市は、あらかじめ協定を締結するなど広域的相互応援体制の整備充実を図る。</p> <p>また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画（マニュアル）に沿って受援体制の整備に努めるものとする。特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする</p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第5節 組織体制の整備</p> <p>大規模な地震・津波が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の規模に応じて必要な職員を配備、動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は、災害対策基本法第5条第2項に基づき、消防機関、水防団等の組織を整備するとともに、防災関係機関や自主防災組織と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。</p> <p>1 災害対策本部体制の充実 [防災・資産管理課 人事課 市民課]</p> <p>(1) 射水市職員行動マニュアルの活用・充実 災害発生時、各部各班の初動期における活動を迅速かつ的確に行うため、修正等を行い、充実を図る。</p> <p>(2) 初動体制の習熟 <u>初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、災害対策本部において各担当班からの情報集約・共有を密にし、各担当班が刻々と変化する災害状況をリアルタイムで総合的に把握することで、的確な支援活動ができるよう体制の強化に努める。</u>特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について、職員参集訓練及び災害対策本部設置訓練を実施し、習熟を図る。</p> <p>第7節 組織体制の整備</p> <p>大規模な地震・津波災害が発生したときには、市だけでは災害応急・復旧活動を実施することが困難となる事態があるので、迅速かつ的確な応急対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、市は、あらかじめ協定を締結するなど広域的相互応援体制の整備充実を図る。</p> <p>また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画（マニュアル）に沿って受援体制の整備に努めるとともに、受援の流れや応援機関との連絡方法等について双方が定期的に確認し、防災訓練等を通じて習熟を図る。特に、府内全体及び各</p>	<p>能登半島地震検証結果を踏まえた修正 ③-2 災害対策本部の運営</p> <p>能登半島地震検証結果を踏まえた修正 ④-2 関係機関との連携、受援体制</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表（抜粋）

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>る。その際、<u>新型コロナウイルス感染症</u>を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>1 県との連携体制の整備 [防災・資産管理課] 市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 <u>(新設)</u></p> <p>2 他市町村との相互応援体制の整備 [防災・資産管理課 人事課] 市は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。 また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。</p> <p>3 事業所・企業等との相互応援体制の整備 [防災・資産管理課 関係各課] 事業所・企業等との応援・協力活動等が円滑に行われるよう、事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、応援体制を整備する。 <u>(新設)</u></p> <p>第11節 避難所の整備 (3) 避難場所における施設、設備の整備 市は、避難場所において住民の速やかな避難、安全なスペースが確保できるよう、次に掲げるような施設、設備の整備</p>	<p>業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>新型インフルエンザ等（指定感染症及び新感染症を含む。）</u>を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>1 県との連携体制の整備 [防災・資産管理課] 市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県及び警察と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 <u>また、災害発生時には、市の被災情報の収集や業務調整を行うことを目的に、県及び警察から被災市町村にリエゾンが派遣されるため、円滑な連携に向け、平時から訓練やリエゾンを通じた情報共有方法の確認等を実施する。</u></p> <p>2 他市町村との相互応援体制の整備 [防災・資産管理課 人事課] 市は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。 また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化する<u>ことに加え、被災者再建支援システムを導入し、人員の負担軽減及び業務の円滑化を図る</u>など、体制の整備に努める。</p> <p>3 事業所・企業等との相互応援体制の整備 [防災・資産管理課 関係各課] 事業所・企業等との応援・協力活動等が円滑に行われるよう、事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、応援体制を整備する。<u>あわせて、各機関との定期的な意見交換や訓練の機会を設けるなど、平時からの顔の見える関係構築づくりや関係機関との連携強化に努める。</u></p> <p>第11節 避難所の整備 (3) 避難場所における施設、設備の整備 市は、避難場所において住民の速やかな避難、安全なスペースが確保できるよう、次に掲げるような施設、設備の整備</p>	<p>富山県地域防災計画にあわせた修正 (関係機関との連携強化)</p> <p>能登半島地震検証結果を踏まえた修正 ④-1 関係機関との連携、受援体制</p> <p>富山県地域防災計画にあわせた修正 (関係機関との連携強化)</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表（抜粋）

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変更部分のみ記載)	備 考
<p>に努める。なお、施設、設備については感染症への対策や要配慮者への配慮を行うよう努める。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>に努める。なお、施設、設備については感染症への対策や要配慮者への配慮を行うよう努める。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 県の実証事業等を活用した先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>能登半島地震検証結果を踏まえた修正</p> <p>②-3 避難所開設・運営</p>
<p>第12節 避難対策の確立</p> <p>1 津波ハザードマップの普及・啓発 [防災・資産管理課]</p> <p>市は、射水市津波ハザードマップを住民に周知し、市の津波の特徴、津波の浸水範囲、避難路、避難場所など津波災害に際する避難について、知識の普及・啓発を実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>また、市は、津波からの避難対策のため津波相談窓口を設置し、住民に対し、市の津波の特徴の説明を行うとともに、避難意識の高揚を図る。</u></p>	<p>第12節 避難対策の確立</p> <p>1 津波リスクに対する周知・啓発 [防災・資産管理課]</p> <p>市は、射水市津波ハザードマップを住民に周知し、市の津波の特徴、津波の浸水範囲、避難路、避難場所など津波災害に際する避難について、知識の普及・啓発を実施する。</p> <p><u>また、津波リスクのある沿岸部を中心に津波の浸水深や海拔を記した看板を設置し、出前講座等を通じて住民の防災意識の向上を図る。</u></p> <p><u>その他、市は、津波からの避難対策のため津波相談窓口を設置し、住民に対し、市の津波の特徴の説明を行うとともに、避難意識の高揚を図る。</u></p>	<p>能登半島地震検証結果を踏まえた修正</p> <p>①-1 住民の避難行動</p>
<p>第1 共通事項</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>市は、住民に対し次の事項の普及に努める。</p> <p>ア <u>平常時における避難のための知識</u></p> <p>イ <u>避難時における知識</u></p> <p>ウ <u>避難収容後の心得</u></p> <p>また、地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難については徒歩によることを原則とする。市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。</p> <p><u>ただし、各地域において、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、市は、避難者が自動車で安全か</u></p>	<p>第1 共通事項</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>市は、住民に対し次の事項の普及に努める。</p> <p>ア <u>平常時における避難のための知識</u></p> <p>イ <u>避難時における知識</u></p> <p>ウ <u>避難収容後の心得</u></p> <p>また、地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難については徒歩によることを原則とする。市は、<u>ハザードマップにおいて、令和6年能登半島地震の人流分析を踏まえ、想定される範囲の渋滞箇所とそのリスクを可視化することで、車での避難を抑制し、徒歩による迅速な避難を促進するとともに、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。</u></p> <p><u>ただし、市は、各地域において、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合の指針となるガイドラインを作</u></p>	<p>能登半島地震検証結果を踏まえた修正</p> <p>①-2 住民の避難行動</p> <p>能登半島地震検証結果を踏まえた修正</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表（抜粋）

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変更部分のみ記載)	備 考
<p><u>つ確実に避難できる</u>方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、射水警察署と十分調整を図る。</p> <p>第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備 1 食料及び生活必需品等の確保 [防災・資産管理課 財政課 地域福祉課 農林水産課] 平時から、訓練等を通じて、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 <u>(新設)</u></p> <p>第17節 自主防災組織等の育成・強化 1 自主防災組織の充実 (2) 防災士の養成と自主防災組織の育成・強化 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成充実を図るため、市は、県等と協力して、より一層きめこまやかな指導・助言に努める。<u>地域において、防災リーダーとなる防災士の養成を推進する。</u>防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織防災訓練テキスト配布、リーダー養成講習会の実施、防災講演会、市政出前講座等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努める。</p> <p>(5) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携 自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るために、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進めます。地域住民・団体等が連携し、地区防災計画の策定に努める。</p>	<p><u>成するなど</u>方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、射水警察署と十分調整を図る。</p> <p>第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備 1 食料及び生活必需品等の確保 [防災・資産管理課 財政課 地域福祉課 農林水産課] 平時から、訓練等を通じて、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 <u>また、物資の備蓄状況については、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p>第17節 自主防災組織等の育成・強化 1 自主防災組織の充実 (2) 防災士の養成と自主防災組織の育成・強化 <u>災害時において重要な役割を担う自主防災組織や地域の防災リーダーの育成充実を図るため、市は、県等と協力して、より一層きめこまやかな指導・助言に努める。市は、防災の専門知識を備え、避難所運営への参画や地区防災計画の策定を推進できる地域の防災リーダーとして、防災士の養成を推進する。また、女性防災士の養成を推進することで、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図る。</u> <u>あわせて、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織防災訓練テキスト配布、リーダー養成講習会の実施、防災講演会、市政出前講座等の開催など教育訓練を受ける機会や防災士同士が活動事例を共有する機会、交流する機会の提供に努める。</u></p> <p>(5) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携 自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るために、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進めます。<u>さらに、地域住民・団体等が連携し、地区防災計画の策定に努める。</u></p>	<p>①-3 住民の避難行動</p> <p>富山県地域防災計画にあわせた修正 (デジタル技術の活用)</p> <p>富山県地域防災計画にあわせた修正 (防災士の災害対応力向上)</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表（抜粋）

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変更部分のみ記載)	備 考
(新設)	<p>市は、出前講座等を実施し、地区防災計画策定のプロセスや立案の重要性等を示すとともに、計画作成の手引きの活用や防災士をアドバイザーとして派遣する制度等を活用し、計画策定を支援する。</p>	<p>能登半島地震検証結果を踏まえた修正 ①-4 住民の避難行動</p>
<p>第18節 要配慮者の安全確保 (4) 避難行動要支援者の支援体制の整備</p> <p>市は、射水市消防本部、射水警察署、射水市社会福祉協議会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、自治会及び町内会、自主防災組織の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。また、避難行動要支援者の実態に即した、避難所や避難路、避難手段等、具体的な個別避難計画についても避難支援者と情報を共有する。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図り、訓練等により、両計画の一体的な運用を推進する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第18節 要配慮者の安全確保 (4) 避難行動要支援者の支援体制の整備</p> <p>市は、射水市消防本部、射水警察署、射水市社会福祉協議会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、自治会及び町内会、自主防災組織の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。また、避難行動要支援者の実態に即した、避難所や避難路、避難手段等、具体的な個別避難計画についても避難支援者と情報を共有する。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図り、訓練等により、両計画の一体的な運用を推進する。</p> <p>市は、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、個別避難計画に沿った実践的な避難訓練を福祉施設等とも連携して継続的に実施し、関係者との協働体制を構築に努めるものとする。</p>	<p>富山県地域防災計画にあわせた修正 (避難行動要支援者の支援)</p>
<p>第2章 災害応急計画 第1節 組織体制の確立 1 動員配備〔全部局〕 (1) 人員配備</p>	<p>第2章 災害応急計画 第1節 組織体制の確立 1 動員配備〔全部局〕 (1) 人員配備</p>	

射水市地域防災計画 新旧対照表（抜粋）

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 (変更部分のみ記載)			備 考
ア 消防部及び上下水道部を除く市職員			ア 消防部及び上下水道部を除く市職員			
種 別	配 備 基 準	配 備 内 容	種 別	配 備 基 準	配 備 内 容	
第1次非常配備	(略)	(略)	第1次非常配備	(略)	(略)	能登半島地震 検証結果を踏 まえた修正 ③-1 災害対策本部 の運営
第2次非常配備	(1) 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	事態の推移に伴い速やかに第3次非常配備に切り替え得る態勢で、係長以上の職員及び所管部長が必要と認めた上記以外の職員がこれに当たる（職員総数の3分の1程度）。	第2次非常配備	(1) 震度5弱の地震が発生したとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	事態の推移に伴い速やかに第3次非常配備に切り替え得る態勢で、係長以上の職員及び所管部長が必要と認めた上記以外の職員がこれに当たる（職員総数の3分の1程度）。	
第3次非常配備	(1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	災害対策に万全を期するため各部各班全員が当たる。	第3次非常配備	(1) 震度5強以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	災害対策に万全を期するため各部各班全員が当たる。	
3 災害対策本部の設置			3 災害対策本部の設置			
市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を実施するため、次の基準により必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。			市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を実施するため、次の基準により必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。			能登半島地震 検証結果を踏 まえた修正 ③-1 災害対策本部 の運営
災害対策本部の設置基準			災害対策本部の設置基準			
1 震度6弱以上の地震を観測したとき（自動設置）。			1 震度5強以上の地震を観測したとき（自動設置）。			
2 地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると認められるとき。			2 大津波警報が発表されたとき（自動設置）。			
			3 地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると認められるとき。			
第3節 被害情報の収集・伝達・共有			第3節 被害情報の収集・伝達・共有			
(2) 被害状況の収集手段			(2) 被害状況の収集手段			
総括的な情報も含め、多くの被害情報を収集し、災害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する			総括的な情報も含め、多くの被害情報を収集し、災害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上			

射水市地域防災計画 新旧対照表（抜粋）

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変更部分のみ記載)	備 考
<p>上で不可欠であり、次の方法のほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。</p> <p>ア 富山県総合防災情報システムや消防本部から情報収集する。</p> <p>イ 参集職員から自宅周辺や参集途上で得た被害情報を収集する。</p> <p>ウ 住民からの通報により情報を収集する。</p> <p>エ 避難所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し情報を収集する。</p> <p>オ ライフライン、公共交通関係機関、報道機関等から情報を収集する。</p> <p>カ 県消防防災ヘリコプター、自衛隊、海上保安部、国土交通省等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報収集する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>で不可欠であり、次の方法のほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。</p> <p>ア 富山県総合防災情報システムや消防本部から情報収集する。</p> <p>イ 参集職員から自宅周辺や参集途上で得た被害情報を収集する。</p> <p>ウ 住民からの通報により情報を収集する。</p> <p>エ 避難所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し情報を収集する。</p> <p>オ ライフライン、公共交通関係機関、報道機関等から情報を収集する。</p> <p>カ 県消防防災ヘリコプター、自衛隊、海上保安部、国土交通省等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報収集する。</p> <p>キ 新総合防災情報システム（S O B O - W E B）等を活用して、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等から、情報を収集する。</p>	<p>富山県地域防災計画計画にあわせた修正 （デジタル技術の活用）</p>
<p>第11節 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の運営主体</p> <p>[避難所開設担当職員 各施設管理者 住民]</p> <p>避難所は、避難所開設担当職員、施設管理者、避難者（住民）の三者が協力して開設・運営する。ただし、震災などの大規模かつ突発的な災害時には、住民だけでなく市職員及び施設管理者も被災者となり、市による避難所開設が間に合わない状況も予想されるため、避難者による自主的な避難所運営が必要となる。この場合、避難者が避難所運営の主体となり、市及び施設管理者は、後方支援を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第11節 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の運営主体</p> <p>[避難所開設担当職員 各施設管理者 住民]</p> <p>避難所は、避難所開設担当職員、施設管理者、避難者（住民）の三者が協力して開設・運営する。ただし、震災などの大規模かつ突発的な災害時には、住民だけでなく市職員及び施設管理者も被災者となり、市による避難所開設が間に合わない状況も予想されるため、避難者による自主的な避難所運営が必要となる。この場合、避難者が避難所運営の主体となり、市及び施設管理者は、後方支援を行う。そのため、避難所ごとに施設の特性に合わせた利用区分等について定め、事前に定めることとする。</p> <p>また、避難者が避難所開設担当職員や施設管理者より避難所へ早く到着した場合でも、自ら解錠ができるよう、地震解錠ボックスや避難所初動運営キットを設置する。運用方法については、「避難所開設・運営マニュアル」等に追記し、訓練</p>	<p>能登半島地震検証結果を踏まえた修正 ②-1, 2 避難所開設・運営</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表（抜粋）

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>4 避難所の管理運営〔避難所開設担当職員 各施設管理者 住民 避難所班 住民衛生班 災害救助班〕</p> <p>(3) 女性や子育て家庭に配慮した避難所運営</p> <p>市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u></p>	<p><u>を継続して実施することで、手順等の習熟を図る。</u></p> <p><u>なお、避難所初動運営キットには施設の利用区分等を同梱することで、開設当初から避難者同士で確認・共有ができるようにし、円滑な避難所運営を図る。</u></p> <p>4 避難所の管理運営〔避難所開設担当職員 各施設管理者 住民 避難所班 住民衛生班 災害救助班〕</p> <p>(3) 女性や子育て家庭に配慮した避難所運営</p> <p>市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>女性のプライバシーや子育て家庭のニーズに配慮した専用スペースの確保や動線配置等について地域の事情に応じて事前に決めておくなど、円滑な避難所運営に努める。</u></p>	<p>能登半島地震 検証結果を踏 まえた修正 ②-4 避難所開設・ 運営</p>

放生津小学校跡地施設の利活用に係る事業者募集について

令和7年4月の放生津小学校と新湊小学校の統合を受け、新湊放生津小学校（旧放生津小学校）の校舎は令和8年度末をもってその役目を終えることから、速やかに跡地施設の利活用が開始できるよう、取組を進めている。これまでの取組を踏まえ、以下のとおり跡地施設の利活用に係る事業者募集を行う。

1 主な取組経過

年度	主な取組等
令和5年度	地域主体の住民アンケートの実施や跡地利活用委員会の設置 民間事業者へのオンラインニーズ調査の実施 学校利活用講演会の開催
令和6年度	市民ワークショップの開催（計3回） 「放生津小学校跡地施設の利活用に関する基本方針」の策定
令和7年度	サウンディング（対話）型市場調査の実施 学校オープンイベント、マルシェ、ワークショップの開催（全3回）

2 サウンディング型市場調査の実施結果

（1）参加事業者

10者

<内訳>形態：株式会社6、一般社団法人・社会福祉法人3、個人事業主1

所在：市内2、県内2、県外6

（2）主な意見・提案等

施設全体の運営については、施設が大きいため、複数事業者がチームを組んで運営することが望ましいという提案が多くあった。また、複合施設とするための改修規模や施設運営における民間事業と公的機能とのバランスに留意する必要性についての意見があった。

運営コンセプトや事業内容については、基本方針のテーマに沿った提案が多くあり、保育園等の公的利活用に対しても好意的な受け止めであった。

事業期間については、民間事業者による調達資金の回収期間との兼ね合いから、7事業者が10年を超える長期的な運営を希望した。

市に対する要望としては、施設の改修にかかる費用負担、複合化による行政手続等への支援、施設運営における地元地域や各種関係団体等との連携支援などについて要望があった。

3 調査結果を踏まえた事業者募集方針（案）

民間事業者の参入意欲が示されたことや、公募に当たっての与条件の確認ができたことから、公募型プロポーザル方式により事業者募集を行う。

（1）趣旨

本事業は、短期的には跡地施設の集客力を高めながら、中長期的には跡地施設周辺エリアの土地利用の活性化や関係人口・定住人口の増加に繋げていくことを目指している。このため、単に跡地施設を改修し、利活用することに留まらず、地域資源や特色を活かし、施設利用者や地域に対する付加価値を創出できる運営重視の事業デザインの構築が必要と考えている。

従って、本事業では、公募型プロポーザル方式により「企画力」、「運営力」及び「発信力」に優れた民間事業者を「事業パートナー」（運営（予定）事業者）として選定した上で、その提案の趣旨を踏まえた事業条件や事業手法等を本市との協議により構築し、「事業パートナー」（運営（予定）事業者）の主導のもとで事業化を図るプロセスを採用する。

（2）募集スケジュール

募集要項の公表	令和8年1月上旬
現地見学会	令和8年2月上旬
提案書類の受付締切	令和8年3月下旬
審査委員会の実施	令和8年4月下旬又は5月上旬
優先交渉権者の決定	令和8年5月中旬
基本協定書の締結	令和8年5月中・下旬

（3）募集概要

① 施設に求める機能

基本方針に掲げる利活用のテーマ「学びを通して つながりを大切にする 居場所」に沿った提案を求める。目指す方向性としては、地域資源を活かした学びや体験の機会を通して、「ヒト」（人材）や「モノ」（産業・產品）を育てることで、地域ブランド創出や地域内外の人をつなぐ交流の起点となる施設にしていく。

＜サービス等の例＞

- ・子どもたちが働く大人と接することで職業観を醸成することができる場
- ・地元産業や観光の担い手育成に寄与する学びの場

- ・起業や事業拡大、異業種展開等についての体験や実践ができる場
- ・知的インフラとしての市民ライブラリー
- ・体験型の宿泊施設
- ・地域の歴史や文化に触れ、地域ブランド価値の向上に寄与する場
- ・ビジネスパーソン同士の多様なコミュニケーションを促す場
- ・保育園の保護者等、子育て世代の利用に配慮したレストランやカフェ
- ・地場産品等を販売するマルシェを開催し地域内外の人の交流機会を創出する場

② 事業手法

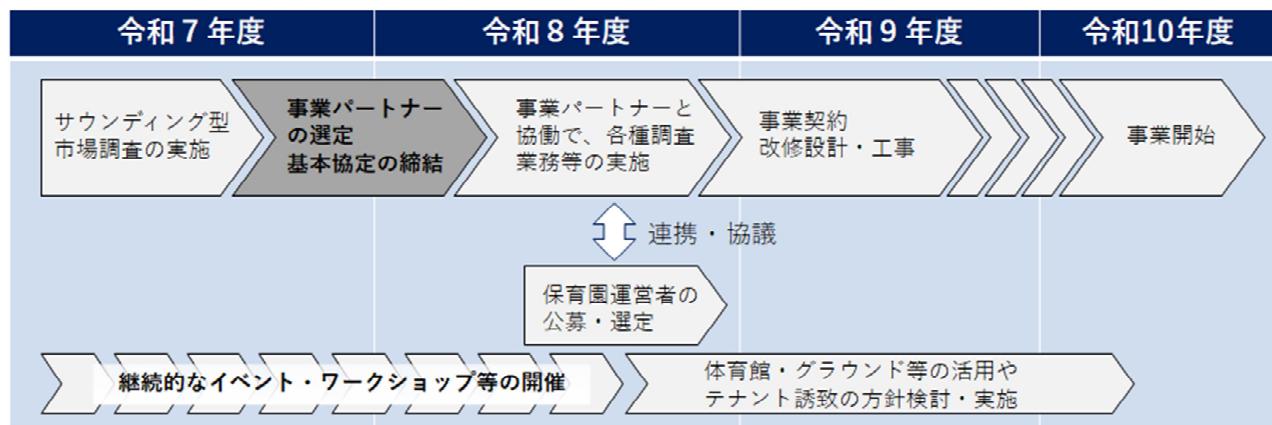
- ・ 土地及び建物の売却を前提としない提案を求める。
- ・ 提案に当たっては、民間資金を活用する事業手法の積極的な検討を求める。
- ・ 運営・維持管理については、公共施設等運営（コンセッション）方式のほか、賃貸借や指定管理など、提案内容の実現に向けて最適な手法の提案を求める。
- ・ 施設の運営・維持管理に係るコストは、利用料金等の事業収入で賄うことを基本としつつ、施設の利活用によって生み出された社会的インパクト（地域経済等に及ぼされる影響や効果）に対して、成果連動型委託契約を組み込むことも想定している。

＜業務主体の想定パターン＞

資金調達 (改修費)	設計	工事	運営・ 維持管理	備考
民間／(市)※		民間		事業者は、自ら資金を調達し、設計及び工事を行った後、運営・維持管理を行う。
市		民間		事業者は、設計、工事、運営・維持管理を一括して実施する。資金調達は市が行う。
市	民間	市	民間	事業者は、運営・維持管理を中心とした設計を行う。工事は市が別途発注する。

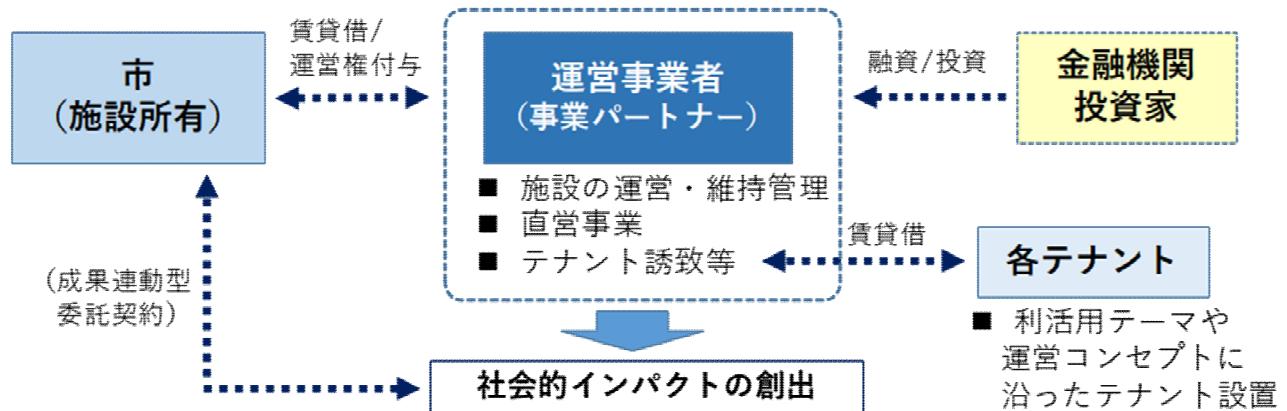
※躯体等、市が負担すべき改修費については、国交付金の活用を検討する。

4 今後の事業計画



参考

<施設運営のイメージ（一例）>



教育委員会事務局 学校教育課
生涯学習・スポーツ課 資料1
12月定例会 総務文教常任委員会
令和7年12月15日

令和7年12月定例会

学校部活動の地域展開について

スポーツ庁

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 最終とりまとめ（令和7年5月）

今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等にあった方針を決定
 - ・ 令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」とし、休日の地域展開を着実に進めるとともに、平日の地域展開に向け各種課題を解決しつつ更なる改革を推進する。

【前期（令和8年度から令和10年度）】

休日の地域展開の着手と平日の地域展開に向けた、活動の在り方や課題への対応等の検証

【後期（令和11年度から令和13年度）】

休日の地域展開の完了と平日の地域展開の取組方針を定め更なる改革を推進

2

本市実施状況

加入状況

令和4年度に示された国の方針に従い、休日に活動する学校部活動の地域展開を段階的に実施し、令和7年11月には休日の活動は地域クラブ活動への移行が完了

令和7年11月12日現在

種目	学校部活動		地域クラブ活動			
	生徒	生徒	指導者	クラブ	開始年度	
バスケットボール	136	26	9	2	R4	
柔道	27	25	23	4	R4	
剣道	52	47	7	1	R4	
ハンドボール	47	48	14	3	R5	
卓球	95	35	8	1	R5	
ソフトテニス	184	64	6	1	R5	
バレーボール	124	118	20	7	R6	
ソフトボール	38	39	11	3	R6	
美術	77	62	5	6	R6	
小計	780	464	103	28		

種目	学校部活動		地域クラブ活動		
	生徒	生徒	指導者	クラブ	開始年度
軟式野球		49	44	15	3 R7
サッカー		89	36	11	2 R7
陸上競技		51	36	7	2 R7
ヨット		12	12	2	1 R7
バドミントン		6	6	5	1 R7
体操		9	8	1	1 R7
吹奏楽		133	117	17	5 R7
小計		349	259	58	15
合計	1,129	723	161	43	

※ 地域クラブ活動は、学校部活動と異なる種目に参加できる。

※ 休日に活動していない部活動：水泳、新体操、相撲、合唱、科学、放送演劇、ボランティア、家庭、園芸

3

地域クラブ活動参加者アンケート（令和6年度）

生徒・保護者アンケート

- 生徒の満足度は81%
 - 保護者の満足度は56% }
 - 令和5年度に比べ、送迎の大変さの声は減少
 - 生徒の76%が来年度も参加希望
- R5年度より5~6%上昇

顧問アンケート

- 顧問の85%が負担軽減を実感
- 休日の保護者対応や生徒指導、金銭的負担の軽減

地域指導者アンケート

- 「生徒の自主性がある」など肯定的な回答の割合は68.2%
- 「生徒のマナー面への指導が大変」などの回答の割合は33%

4

地域展開の目指すべき姿

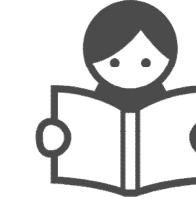
- 生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動へと転換する。
- 豊かで幅広い活動環境を整備し、生涯にわたって全ての世代が地域においてスポーツ・文化芸術活動を楽しむことのできる射水市にする。

多世代

多種目

多志向

地域クラブの創出



スポーツ・文化芸術

学校部活動にもあった既存種目を継続的に活動できる環境を整える。

全ての世代

スポーツ少年団や学校部活動など世代別に分断されていた活動を乳幼児から学生、高齢者まで全ての世代が継続的に楽しめる環境へと進化させる。

幅広い活動環境

料理、囲碁将棋、読書、eスポーツ、ダンスなど学校部活動にはなかった新たな活動を行えるクラブもつくる。

5

地域展開実現に向けたロードマップ

	～令和7年度 改革推進期間	令和8年度	令和9年度	令和10年度 中間評価	令和11年度	令和12年度	令和13年度				
文部科学省	休日部活動の 地域展開の推進	改革実行期間【前期】			改革実行期間【後期】						
		休日の地域展開についてすべての地方公共団体で着手 平日の地域展開に向けた、活動の在り方や課題への対応等の検証			休日の地域展開についてすべての地方公共団体の地域展開が完了 平日の地域展開に向けた、取組方針を定め更なる改革を推進						
本市の取組み（案）											
休日地域展開の実証		学校部活動の休日活動の廃止（学校単位で出場する各種大会、イベント等は学校部活動として参加）									
前倒し検討		地域クラブ実施の運営体制の整備 保護者費用負担の徴収 学校施設を活用した活動場所の確保と運営手法の確立 スポーツ・文化振興に向けた市の支援策の検討（保護者・クラブ支援、活動機会の確保）									
		文部科学省方針、大会出場要件、指導者確保等の状況に応じた、平日の地域展開の実施の検討 平日も含めた学校部活動の段階的な廃止 幅広い活動環境の整備									

平日も含めた学校部活動の段階的な地域クラブ活動への移行

- ・令和13年度までに地域クラブ活動ごとに準備が整った団体から平日の地域展開を段階的に実施する。
- ・令和13年度末までには、全ての団体が平日の活動も含めて地域展開し、学校部活動を廃止する。

6

今後の取組について

個別課題への対応等

地域クラブ活動を担う運営団体の体制整備・連携

- 関係団体等との連携・協働、学校との連携
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- 国の要件を満たした地域クラブ活動の認定 等

指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・配置（希望する教職員の兼職兼業等）
- 指導者研修等による適切な指導・安全安心の確保 等

活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免 等

生徒・保護者等の理解促進・支援

- 学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供
- 保護者負担のあり方
- 認定地域クラブ活動に対する公的支援 等